

金沢競馬経営評価委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 金沢競馬経営改善計画（平成19年度～21年度の3カ年計画）による収支状況、振興策の取組状況等について、検証・評価を行うため、金沢競馬経営評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 委員会は、次の事項を検証・評価する。

- (1) 各種振興策の取組状況に関する事
- (2) 収支状況に関する事
- (3) その他関連する事項

(組織)

第3条 委員会は、石川県知事が委嘱した者をもって組織する。

- 2 委員会に、委員長及び委員長代理を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長代理は、委員長の指名による。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を統括し、代表する。

- 2 委員長代理は、委員長を補佐する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長代理がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委員会の終了する日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、石川県競馬事業局金沢競馬対策室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。